

地方交付税法等の一部を改正する法律

(令和2年3月31日法律第6号)

森 稔 樹

1. はじめに

本稿は、第201回国国会会期中の2020（令和2）年2月8日に内閣提出法律案第7号として衆議院に提出され、3月27日に参議院本会議で原案通りに可決・成立し、同月31日に法律第6号として公布され、4月1日に施行された「地方交付税法等の一部を改正する法律」（以下、地方交付税法等改正法）について、概観および検討を試みるものである⁽¹⁾。

地方交付税法等改正法は、地方交付税法、「特別会計に関する法律」（以下、特別会計法）、地方財政法および「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（以下、地方特例交付金法）の一部改正を定める。その主な内容は、地方交付税法等改正法の案に付された「理由」によれば「令和2年度分の地方交付税の総額の特例措置」、「各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正」、公営競技納付金制度の延長および「河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債を起すことができること」である。

なお、地方交付税法等一部改正法の前提である2020年度地方財政対策および2020年度地

(1) 文献として、衆議院調査局総務調査室『第201回国会（常会）地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）について（令和2年2月）』、島田悠介「『地方交付税法等の一部を改正する法律』の解説」地方財務2020年4月号41頁、出口和宏「令和2年度地方交付税法の改正について」地方財務2020年5月号60頁、地方財務協会編『令和2年度改正地方財政詳解』（地方財務協会、2020年）、地方交付税制度研究会編『令和2年度地方交付税制度解説（単位費用篇）——含 地方特例交付金制度解説——』（地方財務協会、2020年）などがある。

方財政計画については、必要な範囲において扱う⁽²⁾。

2. 法律案が提出されるまでの動向

〔1〕2020年度予算概算要求まで

(1) 経済財政諮問会議

2019（平成31＝令和元）年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」（以下、「骨太の方針2019」）は「Society 5.0時代の到来や人口減少を見据え、2040年頃までに顕在化する諸課題に今から対応する観点から地方行財政制度の在り方について検討し、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化を積極的に推進する」として、「地方歳出についても、2020年度において、新経済・財政再生計画に定める目安に従って、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化につなげる」と述べ、「社会保障関係費の増加、人口減少・高齢化の下での新たなサービス需要の増加といった課題に引き続き対処し、地方自治体が、より自立的かつ自由度高く、行財政運営できるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築や地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組む。地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、上記の観点から地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進める」ことを方針としてあげる⁽³⁾。

また、「骨太の方針2019」は「地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費の人口減少等特別対策事業費において、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、『成果』を反映した配分を5割以上とすることを目指す。第2期まち・

(2) 飛田博史「2020年度地方財政計画について」自治総研2020年2月号92頁、同「2020年度地方財政計画の概要とポイント」月刊自治研2020年2月号26頁、同「2020年度普通交付税算定結果の検証」自治総研2020年12月号39頁、内山裕貴「令和2年度地方財政対策の概要と主な論点——財政需要が増加する中で的一般財源総額の確保——」立法と調査2020年2月号49頁、大沢博「令和2年度の国の予算と地方財政対策」地方財政2020年2月号31頁、小西砂千夫「令和2年度地方財政対策と地方税制改正——懸案事項に堅実に対応」地方財務2020年2月号2頁、高橋大樹「令和2年度地方財政計画の概要」地方財務2020年4月号2頁なども参照。

(3) 「骨太の方針2019」66頁。同67頁も参照。

ひと・しごと創生総合戦略策定に向けて、地方創生関連施策のこれまでの事業全体の成果を検証するとともに、重要課題に前向きに取り組み、K P Iを設定し具体的な成果を目指して取り組む地方自治体への支援を更に強化する観点から各種支援措置のインセンティブを強化する。重点課題対応分に関連する諸施策について、地方自治体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講ずる」とも述べる⁽⁴⁾。かような方針は地方交付税を国の政策へ誘導するための道具として用いることを意味しており、中立性が求められるべき財政調整制度に相応しくない⁽⁵⁾。しかし、「骨太の方針2019」は「窓口業務の委託」を含めた業務改革の「取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する」と述べており⁽⁶⁾、経済成長、地方創生などの政策を実施するための手段として地方交付税制度を捉えているものと考えられる。

〔2〕2020年度予算概算要求

財務省は、2019年7月2日に2018年度決算概要（見込み）、同月31日に2018年度決算概要を公表した。同年11月19日に第200回国会に提出された2018年度決算によれば、「租税及印紙収入」の収納済歳入額は60兆3,563億8,450万6,255円であり、2018年度一般会計補正予算第2号（59兆9,280億円）に比して4,238億8,450万6,255円の増加となり、地方交付税法定率分については一般会計の分が約1,156億円の増加となった。但し、交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入予算額が52兆5,309億8,494万3,000円であったのに対し、収納済み歳入額は52兆4,831億6,187万2,849円であり、478億2,307万151円が不足する結果となった⁽⁷⁾。

一方、2019年7月31日には、内閣府が経済財政諮問会議に「中長期の経済財政に関する試算」を提出し、同日「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（以下、「基本的方針」）が閣議了解される。「基本的方針」は「骨太の方針2019」を踏まえ「歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹

(4) 「骨太の方針2019」68頁。

(5) 拙稿「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成30年3月31日法律第4号）」下山憲治編『地方自治関連立法動向 第6集』（地方自治総合研究所、2019年）129頁も参照。

(6) 「骨太の方針2019」68頁。

(7) 財務省「平成30年度決算の概要」（第200回国会提出資料）1頁。

底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する」、「地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、『新経済・財政再生計画』との整合性に留意しつつ、要求する」ものとした⁽⁸⁾。

同年8月30日、総務省の2020年度予算概算要求が公表された。同省の2020年度一般会計に係る要求額は17兆1,928億円（前年度比+5,633億円）であり⁽⁹⁾、このうち地方交付税の総額を16兆8,207億円（前年度比+6,398億円）、地方交付税および地方特例交付金についての一般財源からの繰入れを16兆4,246億円（前年度比+4,395億円）とし、事項要求も行っている。

交付税及び譲与税配付金特別会計については、一般会計からの繰入額が16兆2,266億円（前年度比+6,756億円）、地方法人税の法定率分が1兆1,707億円（前年度比+4,831億円）であり、2019年度より増加となった。また、財政投融资特別会計からの繰入額が0円（前年度比▲1,000億円）、借入金償還額が▲5,000億円（前年度と同額）、借入金等利子の額が▲770億円（前年度比+22億円）、前年度からの繰越分の額が0円（前年度比▲4,215億円）、および返還金の額が4億円（前年度比+4億円）、全体としては16兆4,246億円（前年度比+4,395億円）である。

これに対し、地方特例交付金（一般会計からの繰り入れ）は1,980億円（前年度比▲2,360億円）となった。また「令和2年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ（4.7兆円）、平成8年度以来25年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する」、「東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする」とした⁽¹⁰⁾。2019年度の地方交付税の総額は16兆1,809億円であったので、6,398億円の増加となる。

しかし、2019年12月13日の臨時閣議において決定され、2020年1月30日に国会にお

(8) 「基本的方針」1頁、2頁。

(9) 総務省「令和2年度総務省所管予算概算要求の概要（令和元年8月）」2頁、同「令和2年度地方交付税の概算要求の概要」〔地方財務協会編・前掲注(1)31頁に掲載〕。なお、参照した文献の関係により、「2. 法律案が提出されるまでの動向」および「5. おわりに」において特に表記しない場合には単位を億円としている。このため、合計金額などが一致しない箇所がある。

(10) 総務省「令和2年度総務省所管予算概算要求の概要（令和元年8月）」3頁。志賀真幸・陸川克己「令和2年度地方交付税の概算要求及び地方債計画（案）の概要について」地方財政2019年10月号15頁、志賀真幸・安本康浩「令和2年度地方財政の課題——令和2年度地方交付税の概算要求及び地方債計画（案）の概要」地方財務2019年11月号20頁も参照。

いて成立した2019年度一般会計補正予算第1号において「租税及印紙収入」が2兆4,160億円の減少となり、同年度分の地方交付税交付金も7,349億4,300万円が減少する。これに対する補填額は2019年度補正予算（第1号）において7,481億900万円とされ、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（令和2年2月14日法律第1号。以下、令和2年法律第1号）による対処も行われた。

なお、2019年11月25日に財政制度等審議会が「令和2年度予算の編成等に関する建議」をまとめ、同年12月13日に地方財政審議会が「今後目指すべき地方財政の姿と令和2年度の地方財政への対応についての意見」（以下、「地財審意見」）をまとめた。いずれも地方財政対策、地方財政計画および地方交付税のあり方に関する重要な内容を含むが、地方交付税法等の改正に直接の関係性がないため、検討などを省略する。ただ、「地財審意見」が、会計年度任用職員制度について「任用根拠の明確化・適正化とともに、期末手当の支給が可能となるなど、処遇の適正化が図られることとなった」、「会計年度任用職員制度の導入に当たっては、各地方自治体が期末手当をはじめとする適切な給与等を支給するために必要となる歳出について、地方財政計画に適切に計上し、その財源を確実に確保すべきである」と述べていることをあげておく⁽¹¹⁾。

〔3〕2020年度地方財政対策、2020年度地方財政計画、地方交付税法等改正法案の提出

2019年12月18日、高市早苗総務大臣と麻生太郎財務大臣が2020年度地方財政対策について合意し、同月21日に2020年度予算が閣議決定された⁽¹²⁾。さらに、2020年2月4日に地方交付税法等改正法案、2020年度地方財政計画などが閣議決定され、同月8日に衆議院に提出された。

概算要求の時点においては2020年度地方交付税の総額が16兆8,207億円であったが、2020年度地方財政対策および2020年度地方財政計画における2020年度地方交付税の総

(11) 「地財審意見」11頁。会計年度任用職員制度につき、上林陽治「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」下山憲治編『地方自治関連立法動向 第5集』（地方自治総合研究所、2018年）155頁を参照。

(12) 以下、「令和2年度地方財政対策のポイント（令和元年12月20日）」および「令和2年度地方財政対策の概要（令和元年12月20日）」からの引用については、原則として出典の記載を省略する。また、「4 国会における法律案の審議状況」まで、職名、所属会派（政党）、会派（政党）名は、本稿執筆時においてその職または会派（政党）に留まる者も含め、原則として2020年1月20日（第201回国会召集日）から同年6月17日（同国会閉会日）までの期間におけるものである。

額は16兆5,882億円（前年度比+4,073億円、+2.5%）となった（〈表1〉）。2019年度に引き続き、地方交付税の総額が増加したこととなる（〈表2〉）。

一方、2020年度においては、前年度と同じく臨時財政対策特例加算が行われないこととなった⁽¹³⁾。但し、2020年度における地方の財源不足額は4兆5,285億円（前年度比+1,183億円、+2.7%）であり、1996（平成8）年度以来25年連続で地方交付税法第6条の3第2項に該当する。また、2020年度の臨時財政対策債の発行額は3兆1,398億円（前年度比▲1,171億円、▲3.6%）とされた。地方の財源不足額への補填は〈表3〉に示したように行われる。

〈表1〉 2020年度地方交付税

〔一般会計〕		15兆6,085億円
地方交付税の法定率分等		15兆 898億円
	所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	15兆3,253億円
	国税減額補正精算分（2008年度、2009年度および2016年度）	▲2,355億円
一般会計における加算措置（既往法定分等）		5,187億円
〔特別会計〕		9,797億円
地方法人税の法定率分		1兆4,564億円
交付税特別会計借入金償還額		▲5,000億円
交付税特別会計借入金支払利子		▲771億円
交付税特別会計剰余金の活用		1,000億円
返還金		4億円
地方交付税		16兆5,882億円

（出典）総務省自治財政局「令和2年度地方財政対策の概要（令和元年12月20日）」〔地方財務協会編・前掲注（1）39頁〕を基に、筆者が作成。

〈表2〉 2011年度から2020年度までの地方交付税の推移（単位：兆円）

2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6

（出典）〈表1〉に同じ。

(13) 臨時財政対策特例加算につき、拙稿・前掲注（5）103頁を参照。

＜表 3＞ 2020年度における財源不足額の補填

2020年度における財源不足額		4兆5,285億円
財政対策債の発行		7,700億円
地方交付税の増額による補填		6,187億円
	一般会計における加算措置（既往法定分等）	5,187億円
	交付税特別会計剰余金の活用	1,000億円
臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分）		3兆1,398億円

（出典） ＜表 1＞に同じ。

3. 地方交付税法等改正法の概要

〔1〕 地方交付税法等一部改正法の全体構造

地方交付税法等改正法は、第1条において地方交付税法の一部改正を、第2条において特別会計法の一部改正を、第3条において地方財政法の一部改正を、そして第4条において地方特例交付金法の一部改正を定める。以下、主要な改正点を中心に概観する。

〔2〕 地方交付税法の改正

（1） 地方交付税法第12条の改正および附則第6条の3の削除

地方交付税法第12条は基準財政需要額を算定するための測定単位および単位費用に関する規定である。多くの改正点のうち、とくに重要なものは国土強靱化施策債償還費の創設である。

国土強靱化施策債償還費は、同条第1項の表道府県の項に追加された第15号、および市町村の項に追加された第16号によれば「令和元年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債」であり、測定単位は緊急自然災害防止対策事業債の発行額である。また、同条第3項に追加された第50号は「測定単位の数値の算定の基礎」を「全国的に、かつ、緊急に実施する国土強靱化のための施策に要する費用に充てるため令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額」とする。表示単位は1,000円である。

2020年度地方財政対策および2020年度地方財政計画は「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進」として地方公共団体が単独事業として実施する防災イ

ンフラ整備の推進のために緊急自然災害対策事業費（3,000億円）を計上する。対象となる事業は「対策事業計画に基づき実施される地方単独事業」である「災害の発生予防、拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止」（2019年度より）、「道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）」（2020年度より）、「急傾斜地崩壊（市町村分）」（同）および「農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等）」（同）である。財源は直轄事業負担金、補助事業費の他に緊急自然災害防止対策事業債が充てられることになっており、充当率は100%、元利償還金に対する交付税措置率は70%となっている。地方交付税法第12条の改正は、緊急自然災害防止対策事業債の元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入するためのものである。

なお、地方交付税法第12条および第13条の改正に伴い、附則第6条の3は削除された⁽¹⁴⁾。しかし、緊急自然災害防止対策事業債の元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入するという基本的な性格が変化した訳ではなく、起債の方法としての妥当性が問われるところであろう。

（2） 地方交付税法第13条第5項の改正

地方交付税法第13条は測定単位の数値の補正に関する規定である。

まず、国土強靱化施策債償還費については、同第5項の表道府県の項、表市町村の項のそれぞれに第15号が追加されたことにより、種別補正が行われることとなる。

次に、同項の表道府県の項第4号の4および市町村の項第4号の4に規定される高齢者保健福祉費については測定単位である「65歳以上人口」を「65歳以上人口」と「75歳人口」とに分け、後者については密度補正を加える。

また、同項の表道府県の項第8号および市町村の項第8号に規定される補正予算債償還費などについても改正が行われた。

（3） 地方交付税法附則第4条の改正

地方交付税法附則第4条は2020年度分の地方交付税の総額に関する規定である。

同条柱書は、第1号ないし第3号に掲げられる額の合算額に3,500億円（「かい離

(14) この規定につき、拙稿「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成31年3月29日法律第5号）」下山憲治編『地方自治関連立法動向 第7集』（地方自治総合研究所、2020年）171頁も参照。

是正分加算」の2,500億円と交付税特別会計剰余金の1,000億円との合算額)を加算した額(甲)から、第4号ないし第6号に掲げられる額の合算額(乙)を減額して得られた額に震災復興特別交付税に充てられるための3,423億4,901万2,000円を加算した額を地方交付税の総額とする旨を定める。

甲 第1号 地方交付税法第6条第2項により算定した額

内訳は次のとおりである。

- ・所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税の収入見込額の法定率分＝約16兆7,817億円
- ・返還金(同法第19条および第20条の3第2項を参照)＝4億円
- ・過年度精算分

第2号 令和2年法律第1号第1条による改正前の地方交付税法附則第4条の2第1項および第3項により2020年度分の地方交付税の総額に加算することとされていた2,687億円

第3号 2020年度における借入金の額に相当する額：30兆7,122億9,540万8,000円

乙 第4号 2019年度における借入金の額に相当する額：31兆2,122億9,540万8,000円

第5号 2020年度における特別会計法第15条第1項による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子、および同法附則第4条第1項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額：771億円

第6号 地方交付税法等改正法第1条による改正前の地方交付税法附則第4条の2第4項の規定によって2020年度分の交付税の総額から減額することとされていた額：2,354億8,440万円

(4) 地方交付税法附則への第4条の3の追加

前述の通り、2020年度においては臨時財政対策特例加算が行われないこととなった。しかし、2020年度地方財政対策において「令和2年度から令和4年度における地方財政の財源不足については、財源不足額のうち従前と同様の例により総務大臣及び財務大臣が協議して定める補填すべき額がある場合には、これを国と地方が折半してそれぞれ補填措置を講ずるものとする。この場合、国負担分については、その全額を一般

会計から交付税特別会計に繰り入れるものとし、地方負担分については、その全額を臨時財政対策債を発行すること」とされた。これは、地方交付税法附則に追加された第4条の3によって具体化された⁽¹⁵⁾。

同条第1項は、2021年度および2022年度において「地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については」附則第4条の2第4項に定められる額に「一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする」ことを定める。この特例加算額は、次のように算定される。

$$A = B - (C + D)$$

A：特例加算額

B：地方財政法第33条の5の2第1項に定められる臨時財政対策債で2021年度および2022年度に総務大臣または都道府県知事が発行について同意または許可をするものの予定額の総額

C：地方交付税法「第12条第3項の表第48号（1）から（8）までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額」（地方交付税法附則第4条の3第2項第1号）

D：「その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額」（同第2号）

なお、附則第4条の3の追加は地方交付税法第6条の3第2項に基づく制度改正であるとする解説がある⁽¹⁶⁾。たしかに、折半措置（1996年度以降）および臨時財政対策特例加算（2001年度以降）は同項に基づくと言える。しかし、いずれも元来は暫定措置であり、抜本的な制度改正によるものではない⁽¹⁷⁾。

（5） 地方交付税法附則への第5条の4の追加

2020年度地方財政対策および2020年度地方財政計画は、特別法人事業税および特別法人事業譲与税の創設により生ずる地方交付税不交付団体の減収分を交付団体の財源に転化することによって地域社会再生事業費として4,200億円（道府県分2,100億円、

(15) 臨時財政対策特例加算は、2019年改正において削除された地方交付税法附則第4条の3に定められていた。このため、実質的に同条の復活と言える。拙稿・前掲注(14)170頁も参照。

(16) 出口・前掲注(1)65頁。

(17) 拙稿「地方交付税法第6条の3第2項の解釈と運用」早稲田法学95巻3号（2020年）733頁を参照。

市町村分2,100億円)を計上する旨を示す。地域社会再生事業費は「地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため」のものであり、「地方財政計画において、不交付団体の水準超経費が同程度抑制されることから、歳出全体としては増となっていない」とされる。

地方交付税法附則に追加された第5条の4は、地域社会再生事業費を基準財政需要額に算入するための規定であり、経費として地域社会再生事業費を新設した上で、測定単位を人口とし、単位費用を1人につき1,950円とする(同第1項。道府県、市町村に共通)。また、「測定単位の数値の算定の基礎」は「官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口」であり、表示単位は人である(同第2項)。

同条の規定からは判然としないが、2020年度地方財政対策および2020年度地方財政計画によると、地域社会再生事業費の算定に際しては「人口構造の変化に応じた指標」(人口減少率、年少人口比率、高齢者人口比率および生産年齢人口比率)と「人口集積の度合に応じた指標」(「非人口集中地区(人口密度4,000人未満)の人口を基本とした指標」)を用いることとなる⁽¹⁸⁾。人口減少率や少子高齢化率が全国平均を上回る地方公共団体、または人口密度が低いために「持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い」地方公共団体について経費の割増しが行われる他、別に道府県が実施する技術職員の充実等に要する経費について算定が行われる。

(6) 地方交付税法附則旧第6条の2→新第6条

地方交付税法附則旧第6条の2は2019年度分に係る基準財政需要額の特例を定めていたが、改正により第6条に改められ、2020年度から2020年度までの各年度分に係る基準財政需要額の算定方法の特例を定める規定となった。

まず、附則新第6条第1項は2020年度ないし2022年度の各年度分の基準財政需要額の算定方法を定める。まず、2020年度における道府県の基準財政需要額は、同条第1項第1号により、次のように算定される。

$$\text{道府県の基準財政需要額} = A - 1 \text{兆}7,211 \text{億}2,429 \text{万}2,000 \text{円} \times B / C$$

A : 地方交付税法第11条により算定した額

(18) 島田・前掲注(1)57頁によると、地域社会再生事業費の2分の1程度を「人口構造の変化に応じた指標」により、残りの2分の1程度を「人口集積の度合に応じた指標」により算定する。

B：当該道府県の控除前財源不足額

C：各道府県の控除前財源不足額の合算額

なお、1兆7,211億2,429万2,000円は2020年度分の臨時財政対策債発行可能額である⁽¹⁹⁾。

次に、2020年度における市町村の基準財政需要額は、地方交付税法附則新第6条第1項第2号により、次のように算定される。

$$\text{市町村の基準財政需要額} = D - 1 \text{兆}4,186 \text{億}3,170 \text{万}9,000 \text{円} \times E / F$$

D：地方交付税法第11条により算定した額

E：当該市町村の控除前財源不足額

F：各市町村の控除前財源不足額の合算額

なお、1兆4,186億3,170万9,000円は2020年度分の臨時財政対策債発行可能額である⁽²⁰⁾。

そして、2021年度および2022年度の基準財政需要額は、地方交付税法第11条により「算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする」（地方交付税法附則新第6条第1項柱書）。両年度における基準財政需要額については、それぞれの年度における「地方財政対策を経て決定される」⁽²¹⁾。

また、控除前財源不足額については、附則新第6条第2項に新第1号（「令和元年度における基準財政収入額を旧法附則第6条の2の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値」）が追加されるとともに、附則旧第6条の2第5号が削除された。

（7） 地方交付税法附則第11条の改正

地方交付税法附則第11条は震災復興特別交付税額を定める規定である。改正により、2020年度の震災復興特別交付税額は3,243億4,901万2,000円となり、2019年度当初の3,249億9,897万8,000円より6億4,996万6,000円の減少となった。また、2019年度補正予算（第2号）および令和2年法律第1号第1条によって震災復興特別交付税の額に504億1,960万8,000円の加算がなされ、2019年度における最終的な震災復興特別交

(19) 衆議院調査局総務調査室・前掲注(1)54頁。

(20) 衆議院調査局総務調査室・前掲注(1)54頁。

(21) 衆議院調査局総務調査室・前掲注(1)54頁。

付税額は3,754億1,858万6,000円とされたので、この金額と比較すると2020年度における震災復興特別交付税額は510億6,957万4,000円の減少となる。但し、附則第11条に示された額は年度調整分の319億円が含まれていない予算計上額となっており、2020年度地方財政対策および2020年度地方財政計画においては所要額が約3,742億円（前年度比▲約307億円、▲約7.6%）とされる。

〔3〕特別会計法の改正

（1）特別会計法附則第4条の改正

特別会計法附則第4条は「交付税特別会計における借入金の特例」に関する規定であり、改正前には2018年度から2024年度までの各年度における借入金限度額を定めていた。改正により、2020年度の限度額が31兆2,122億9,540万8,000円から30兆7,122億9,540万8,000円に引き下げられた。同時に、2021年度以降の限度額も引き下げられている。

（2）特別会計法附則第9条の改正

特別会計法第24条は「毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入見込額の100分の50並びに消費税の収入見込額の100分の19.5に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする」と定める。同条に対する特例を定めるのが特別会計法附則第9条であり、特別会計法第24条により算定した額に地方交付税附則第4条第2号に掲げる額を加算し、さらに一定額を加算した額から同条第6号に掲げる額を控除して得られる額が当該年度の繰入金額であるとされる。改正により、一定額が172億円から2,500億円に改められた。これは2020年度地方交付税総額の算定の際に「かい離是正分加算」の2,500億円を加算することに伴うものである⁽²²⁾。

(22) 島田・前掲注(1)53頁。

〔４〕地方財政法の改正

地方財政法第32条の2の改正により、公営競技納付金制度の適用期限が2020年度から2025年度まで延長された。また、同地方財政法第33条の5の2の改正により、臨時財政対策債の発行期限が2022年度まで延長された。

地方財政法の改正のうち、とくに重要であるのが第33条の5の11の追加である。同条は、地方公共団体に対し、2020年度から2024年度まで、河川、ダム、砂防設備および治山事業により設置された施設において実施される浚渫および樹木の伐採に係る事業のうち「総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため」に地方債の発行を認める規定である。

これは、2019年まで日本各地で水害が相次いだことを受けたものである。2020年地方財政対策および2020年地方財政計画は「各分野での個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防及び治山に係る浚渫について」の費用として緊急浚渫推進事業費を創設し、2020年度については900億円を、2024年度までについては総額で4,900億円（見込み）を充てることとした。さらに、その事業のための経費について地方債の発行を認めることとし、地方債の充当率を100%、管理償還金に対する交付税措置率を70%とすることとした。これらの法的裏づけとなるのが地方財政法第33条の5の11である。

〔５〕地方特例交付金法の改正

地方特例交付金法の改正のうち、重要と言えるものは「交付すべき額の算定に錯誤があった場合の措置」に関する規定である第7条の2の追加である。

同条は、地方特例交付金が各都道府県および各市町村に交付された後に交付額の算定に錯誤があったことを総務大臣が発見し、交付額の増加または減少の必要が生じたときに「総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後初めて第4条第1項の規定により決定し、又は変更する額に加算し、又はこれから減額した額をもって各都道府県及び各市町村に交付すべき額とするものとする」と定める。同条が追加された理由として、2019年度に新設された自動車税減収補填特例交付金および軽自動車税減収補填特例に伴って同年度の地方特例交付金の算定の後に複数の地方公共団体から「基礎数値の誤りがあったことが報

告された」ことがあげられる⁽²³⁾。

4. 国会における法律案の審議状況

前記のような内容の地方交付税法等改正法につき、衆参両院において審査・審議がなされた。その様子を項目毎に概観する。なお、便宜のため、法律案の提出から公布までの経過について概略を示す。

衆議院議案受理年月日	2020年2月4日
衆議院付託年月日	2020年2月13日（総務委員会）
衆議院審査終了年月日	2020年2月28日（可決）
衆議院審議終了年月日	2020年2月28日（可決。賛成会派：自由民主党・無所属の会、公明党、日本維新の会・無所属の会、希望の党、反対会派：立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、日本共産党） ⁽²⁴⁾
参議院予備審査議案受理年月日	2020年2月4日
参議院議案受理年月日	2020年2月28日
参議院付託年月日	2020年3月11日（総務委員会）
参議院審査終了年月日	2020年3月27日（可決）
参議院審議終了年月日	2020年3月27日（可決。投票総数：242、賛成：160、反対：82。賛成会派：自由民主党・国民の声、公明党、日本維新の会、みんなの党、会派に所属しない議員2名、反対会派：立憲・国民、新緑風会・社民、日本共産党、沖縄の風、れいわ新選組、碧水会、会派に所属しない議員3名） ⁽²⁵⁾
公布年月日	2020年3月31日（法律第6号）

(23) 島田・前掲注(1)60頁。

(24) https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DCED72.htm

(25) <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/vote/201/201-0327-v010.htm>

〔1〕衆議院総務委員会

衆議院総務委員会における高市総務大臣による地方交付税法等改正法案の趣旨説明は、2020年2月18日に行われた。同月20日、27日および28日に審査が行われ、28日には高井崇志議員（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）および本村伸子議員（日本共産党）による反対討論が行われたが、採決の結果、いずれも起立多数により可決された。なお、採決の後、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党、日本維新の会・無所属の会および希望の党の五派共同提案による「持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災等への対応に関する件」が提出され、賛成多数で可決された⁽²⁶⁾。

（1）地方交付税の総額

西岡秀子議員（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）は「今後、安定的な地方財政を確保するためには、法定税率の見直しも含めた抜本的な見直しが必要ではないか」と質した。内藤尚志政府参考人（総務省自治財政局長）は「地方の財源不足を更に縮小していくためには、地域経済の好循環を一層拡大することなどによりまして、税金の増加を図るとともに、国の取組と基調を合わせ、メリハリをつけて歳出構造を見直すことが重要で」あるなどと答弁した⁽²⁷⁾。

（2）地域社会再生事業費および技術職員の充実等

長尾秀樹議員（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）は、地域社会再生事業費の「財源が東京都などの大都市の減収分を充当したものである」と指摘して税源配分の見直しにつき質した。開出英之政府参考人（総務省自治税務局長）は「税源の偏在性が小さく税金が安定的な地方税体系の構築に取り組むとともに、地方の行政サービスをできる限り地方税で賄うことができるよう、地方税の充実確保に努めてまいりたい」と答弁した。また、長尾議員が「この偏在是正を財源として利用するのは適切ではない」と質したのに対し、内藤政府参考人は「技術職員の充実を通じまして防災・減災対策等を推進し、地域の安心を確保いたしますことは、地域社会の維持、再生にとっても大変重要と考えており」、「地域社会再生事業費の中に位置づけまして、

(26) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第7号（令和2年2月28日）」14頁、15頁。

(27) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第7号（令和2年2月28日）」9頁、10頁。

地域社会の維持、再生に向けた取組の一環として普及を促すこととしたところで」あり、「将来的に取組が各団体に幅広く普及してきた段階におきましては、給与関係経費に移しかえることも検討してまいりたい」と答弁した⁽²⁸⁾。

さらに、長尾議員が「国による定員削減要請が与えた影響」を質した。大村慎一政府参考人（総務省自治行政局公務員部長）は「地方公共団体の技術職員数につきましては、平成10年以降、公共事業の減少などに伴いまして減少傾向にございましたが、近年では、相次ぐ震災への対応や国土強靱化への対応の必要性などから増加に転じており」、「今後とも、地方公共団体において、地域の実情に応じて必要な人員配置が行われていくものと考えて」と答弁した。これを受け、長尾議員が人材確保について質したのに対し、大村政府参考人は「防災、減災、国土強靱化などへの対応の必要性から、近年、地方公共団体の土木や建築などの技術職員の総数自体は増加に転じて」いるが「官民を問わず高いニーズがあることから、多くの団体において、さらなる獲得には課題がある状況」であり、「地方三団体などや関係省庁などとも連携して、今後必要な技術職員の確保に向けて更に取り組んでまいりたい」と答弁した⁽²⁹⁾。

技術職員の充実等については、岡本あき子議員（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）が「都道府県が原則で地域社会再生事業費で、政令市、中核市は特別交付税、差をつけて、原則都道府県でという誘導」の理由を質した。大村政府参考人は「大規模災害発生時における各地方公共団体の中長期派遣要員の確保や発生後の派遣調整に関しましては、総務省や全国知事会など関係団体との緊密な連携のもとに、広域的な視点で行うことが求められ」る、「平時の市町村支援におきまして、水準の高い技術職員の育成、確保を可能とするとともに、市町村ごとの支援ニーズに弾力的に対処するためには、まとまった規模の技術職員群として確保することが望ましいという点がある」ので「市町村を包括する広域自治体である都道府県を主たる実施主体として想定をし」、「市町村にありましても、技術職員を増員し、例えば、連携協約などに基づく広域連携により平時の市町村支援と中長期派遣要員の確保に取り組む団体でありますれば、施策の目的に資するものであることから、都道府県に準ずる実施主体として考えた」、「市町村の場合には、広域連携の対応状況は地域によってさまざまですし、また、団体間の調整等に一定の時間を要するものと考えられ」るので、

(28) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和2年2月20日）」6頁、7頁。

(29) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和2年2月20日）」6頁、7頁。

「市町村による取組につきましては、現段階では、標準的な財政需要とまでは言えないことから、普通交付税ではなく特別交付税により措置をしている」と答弁した⁽³⁰⁾。

また、岡本議員が、地方交付税による措置において人員や人件費の「減少を評価するような算定根拠にしている事業」について質した。内藤政府参考人は「まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定のうちで、地域の元気創造事業費の算定におきましては、職員数削減率でございますとか人件費削減率といった指標を用いまして、行政改革の取組を算定に反映してきたところで」あり、2020年度においては「児童虐待防止対策の強化を進めるため、児童福祉司等の増員を進めていることでございますとか、今お話ございました技術職員の充実確保を図ることなどを踏まえまして、職員数削減率及び人件費削減率を用いた算定を廃止する見直しを行うこととしている」と答弁した。これを受け、岡本議員が2020年度の元気創造事業（費）に経常的経費削減率があり、この中に人件費も含まれていることを質した。内藤政府参考人は「さまざまな面で行政改革を行いまして歳出の効率化を図るということも重要な課題で」あり、「行政改革に取り組むというところにつきまして、経常経費全体を捉えまして指標に用いているところで」あって、「めり張りのある歳出という観点で地方団体の方々に取り組んでいただくということを期待している」と答弁した⁽³¹⁾。

一方、井上一徳議員（希望の党）が地域社会再生事業費の概要について質したのに対し、内藤政府参考人は「道府県分と市町村分の算定額を同額程度といたしまして、測定単位を人口といたしました上で、地域社会の維持、再生に取り組む必要が高い団体に重点的に配分を行う観点から、人口構造の変化に応じた指標及び人口集積の度合いに応じた指標を反映することといたしており」、「人口減少や少子高齢化の進展により地域社会の持続可能性への懸念が生じております地方に重点配分する」、「当分の間、4,200億円というのを維持してまいりたい」と答弁した⁽³²⁾。

（３） 緊急浚渫推進事業費

岡島一正議員（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）が緊急浚渫推進事業、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急自然災害防止対策事業などの違いについて質したのに対し、内藤政府参考人は「政府の防災・減災、国土強靱化のための三カ

(30) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和2年2月27日）」6頁。

(31) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和2年2月27日）」7頁。

(32) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和2年2月20日）」37頁。

年緊急対策の一環であるか否か、そして補助事業と単独事業のいずれであるか、あるいはインフラ整備を対象としているか否かなどにより区分をいたしまして、それぞれの事業の性格に応じた地方債措置を講じて」といって答弁した。また、内藤政府参考人は、緊急浚渫推進事業の制度設計に際して「地方団体に対します事業量調査を国土交通省と共同で実施をいたしますとともに、緊急にしゅんせつが必要な基準につきましても国土交通省の意見を踏まえて作成しており、十分に連携を進めてきた」と答弁した⁽³³⁾。

一方、山花郁夫議員（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）が緊急浚渫事業費の計上の意味を質したのに対し、内藤政府参考人は、地方財政法第5条が「地方債の発行対象を公共施設等の建設事業等に限定をして」いるので河川の浚渫等が建設事業に該当せず、地方債起債の対象外となっているが「緊急に実施が必要な事業費が多額になるということが見込まれ」るために「緊急かつ集中的に実施が必要な河川等のしゅんせつ事業の財源に地方債が活用できるよう、地方財政法の改正案を今国会に提出させていただいている」と答弁した。これを受け、山花議員は河川の浚渫を「基準財政需要額に組み込んで普通地方交付税で交付するというのが本来のあり方ではないか」と質した。内藤政府参考人は、2020年度に「国土交通省等と連携をいたしまして、地方団体が緊急に実施する必要がある河川等のしゅんせつ事業について調査を実施いたしましたところ、必要な事業費が4,900億円と極めて多額となることが明らかとなりました」ので「今後5年間で集中的に取り組むことができるよう、緊急浚渫推進事業費による特例的な地方債措置を講じた上で、しゅんせつ事業費に応じて交付税措置を講ずることとした」と答弁した⁽³⁴⁾。

（４） 会計年度任用職員

本村議員が「会計年度任用職員の手当支給等の予算措置」として「一般行政経費として1,690億円、公営企業繰り出し金に48億円ということで1,738億円」としたことの根拠について質した。大村政府参考人は「新たに必要となる期末手当などの経費につきまして、全国の地方公共団体に対して行った調査の結果を踏まえて、その所要額を適切に計上したもので」と答弁した。これを受け、本村議員は「手当の支給のか

(33) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和2年2月20日）」10頁、11頁。

(34) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和2年2月20日）」20頁。

わりに月給を下げるなどの待遇改善になっていない実態があり」、「月々の収入が減ってむしろ生活が苦しくなる」、「改善どころか待遇引下げになったケース」もあると質した。大村政府参考人は「会計年度任用職員の給料、報酬につきましては、類似する職務に従事する常勤職員の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験などの要素を考慮して定めるように地方公共団体に助言をいたしており」、「単に財政上の制約のみを理由として、新たに期末手当を支給する一方で、給料や報酬を削減することは適切でない」と答弁した。また、大村政府参考人は、2019年12月に「改めて円滑な制度施行に向けた留意事項として各地方公共団体に対して通知を」しており、2020年1月には「各地方公共団体向けの会議で説明を行いますとともに、追加の質疑応答を発出いたしまして、周知を図り、繰り返し助言を行っている」と答弁した⁽³⁵⁾。

〔2〕衆議院本会議（2020年2月28日）

地方交付税法等改正法案および地方税法等の一部を改正する法律（内閣提出法律案第6号、令和2年3月31日法律第5号。以下、地方税法等改正法）の案は一括して議題とされた。大口善徳総務委員長の報告の後、吉川議員および本村議員による反対討論、足立康史議員（日本維新の会）による賛成討論を経て、両法案は賛成多数で可決された⁽³⁶⁾。

〔3〕参議院総務委員会

参議院総務委員会における高市総務大臣による地方交付税法等改正法案の趣旨説明は、2020年3月17日に行われた⁽³⁷⁾。同月18日および19日に審査が行われ、27日には伊藤岳議員（日本共産党）による反対討論が行われたが、採決の結果、賛成多数により可決された。なお、採決の後、自由民主党・国民の声、立憲・国民、新緑風会・社民、公明党および日本維新の会の四派共同提案による「自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築及び東日本大震災等への対応に関する決議」の案が提出され、賛成多数で可決された⁽³⁸⁾。

(35) 「第201回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和2年2月27日）」10頁。

(36) 「第201回国会衆議院会議録第8号（令和2年2月28日）」9頁、12頁。

(37) 「第201回国会参議院総務委員会議録第4号（令和2年3月17日）」2頁。

(38) 「第201回国会参議院総務委員会議録第9号（令和2年3月27日）」1頁、2頁。

(1) 地方交付税の総額

江崎孝議員（立憲・国民・新緑風会・社民）は、2019年度の地方交付税が補正により減額されたことに関連して「今回のような措置は過去何回ほど」あったかと質した。内藤政府参考人は直近20年間で7回、補正予算成立時点として同一政権では2001年度および2002年度、2016年度および2019年度であると答弁した。また、住澤整政府参考人（財務省大臣官房審議官）は、2009年度から2018年度までの間に「下方修正された年が2回、上方修正の年が8回」であって「必ずしも過大に見積りを行っていたという傾向があるものではない」と答弁した⁽³⁹⁾。

(2) 地域社会再生事業費および技術職員の充実等

徳茂雅之議員（自由民主党）が技術職員の充実を質したのに対し、大村政府参考人は「都道府県などで技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、南海トラフ地震や首都直下地震など今後の大規模災害に備えて、復旧復興に必要な中長期派遣の要員を確保するための新たな仕組みを令和2年度から創設したもので」あり、「都道府県などが技術職員の増員を行った人数の範囲内で、市町村支援業務に従事する技術職員数と、今後大規模災害が発生した場合に中長期派遣可能な技術職員数、この双方を満たす人数、つまりいずれか小さい方の人数でございますが、この人件費につきまして地方交付税措置を講ずる」と答弁した⁽⁴⁰⁾。

また、吉田忠智議員（立憲・国民・新緑風会・社民）が「どの程度の派遣の人員を考えているのか、（中略）財源の確保も含めてこれをどのように扱っていくのか」と質したのに対し、大村政府参考人は「今後、地方団体と協議をしながら、数年程度掛けて、おおむね千人規模のそういった人員の確保というものを目指していきたい」、「小規模市町村などで確保が困難な技術職員を都道府県などで増員をし、新たな技術職員群としてまとめて確保して、市町村業務への支援を促進するということといたしております。そのために必要な人員につきまして、こうした措置を講ずる」と答弁した。これを受け、吉田議員が「職員の人件費を個別算定経費や特別交付税ではなく地域社会再生事業費で算定をする」理由について質したが、これに対する内藤政府参考人の答弁は衆議院総務委員会における答弁と同旨である⁽⁴¹⁾。

(39) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第6号（令和2年3月19日）」6頁、7頁。

(40) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和2年3月18日）」17頁。

(41) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和2年3月18日）」26頁、27頁。

(3) 緊急浚渫推進事業費

山本博司議員（公明党）が緊急浚渫推進事業の意義について質したのに対し、高市総務大臣は「地方財政計画に新たに緊急浚渫推進事業費をまずは900億円計上するとともに、その地方負担額に地方債を特例的に充当できるようにということ」と答弁した。また、内藤政府参考人は、浚渫事業に要する経費について「地方団体の事業遂行に支障がないよう、必要な関連費用を含めて幅広く本事業債の対象としたいと考えており」、「土砂等の除去でございますとか樹木伐採に要する費用のほか、土砂の除去等に当たって必要となります測量設計費でございますとか、仮設道路の設置等の附帯工事費、（中略）除去した土砂等の運搬処分費、これらも対象とすることとしている」と答弁した⁽⁴²⁾。

続いて、山本議員が制度設計について質したのに対し、長谷川岳総務副大臣は「地方団体の自主性あるいは自立性というのが十分に発揮されるように、自由度の高い制度とすることが重要」であり、「しゅんせつの具体的な箇所については、国からの技術的な助言を踏まえつつ、地方団体が地域の実情に応じて設定することとしております。今回のこの本事業債の活用にあたっては、個別計画に記載する事項については、しゅんせつの緊急性、計画性を明らかにするために、最低限必要となる実施箇所や実施期間等に限定する」と答弁した⁽⁴³⁾。

緊急浚渫推進事業にも地域社会再生事業と同様の問題がある。山本議員がこの点について質したのに対し、大村政府参考人は、市町村における技術職員の総数が1997年の80,566人をピークに減少していたが「防災・減災、国土強靱化などへの対応の必要から、平成24年の69,748を底として増加に転じておりまして、平成31年は74,236人」であるが「平成31年4月1日時点では、市町村のうち約7割に当たる1,089団体におきまして土木、建築、農林水産技師のいずれかが未配置となっている」と答弁した。これを受け、山本議員が「都道府県と各市町村とがスムーズに職員派遣ができるようにするため」の「一定の統一ルール」について質したのに対し、大村政府参考人は「都道府県などにおいて技術職員を増員をし、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、今後の大規模災害に備えて、復旧復興に必要な中長期派遣の要員を確保するための新たな仕組みを令和2年度から創設することと」した、「具体的には、都

(42) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和2年3月18日）」31頁。

(43) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和2年3月18日）」32頁。

道府県などが技術職員の増員を行った人数の範囲内で、市町村支援業務に従事する技術職員数と、今後大規模災害が発生した場合に中長期派遣が可能な技術職員数、この双方を満たす人数（中略）の人員費につきまして地方交付税措置を講ずる」と答弁した⁽⁴⁴⁾。

最後に、山本議員が緊急自然災害防止対策事業債について「各自治体からは、この事業期間の延長や恒久化を求める要望が出ております」と質したのに対し、長谷川総務副大臣は「指定避難所へのエアコンあるいはトイレの設置、それから災害対策拠点施設の耐震化、それからブロック塀の対策、そして避難路の整備などの緊急性の高い防災・減災対策を進めるために、事業期間の延長を求める要望を強くいただいております」、「令和3年度以降の本事業の在り方については、地方団体の皆さんの取組状況、御意見などを十分お聞きして適切に検討してまいりたい」と答弁した⁽⁴⁵⁾。

(4) 会計年度任用職員

江崎議員が、会計年度任用職員に対する期末手当の支給等に要する経費の積算について質した。大村政府参考人は「期末手当の増のほかに、退職手当の増分、それからその他保険料、報酬水準等の適正化の分」、「社会保険料の増」、さらに「公営企業に対する繰出金」をあげ、2020年に「今回の法改正の趣旨を生かす形で適正な任用の見直しを行った上での所要額というものを調査」しており、「その結果を踏まえて、地方財政計画全体で1,738億円の増額を計上した」と答弁した⁽⁴⁶⁾。

続いて、江崎議員が「期末手当を支給するように改善を」するが「その分を月例給から引き下げて期末手当相当分を捻出をして、そして年収ベースでは同じにするという自治体がそれなりに多くある」と質した。これに対する大村政府参考人の答弁は、衆議院総務委員会におけるものと同旨である⁽⁴⁷⁾。

(5) 臨時財政対策債

吉田議員が臨時財政対策債の「発行の抑制と残高の縮減のため」の対策について質したのに対し、内藤政府参考人は「地域経済の活性化などによりまして地方税等の歳

(44) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和2年3月18日）」32頁。

(45) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和2年3月18日）」33頁。

(46) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第6号（令和2年3月19日）」3頁。

(47) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第6号（令和2年3月19日）」3頁。

入の増加に努めること」および「効率的な行財政運営に」による「めり張りを付けた歳出構造ということで、それに向けて見直していくこと」が重要であり、「毎年度の地方財政対策におきまして工夫に工夫を重ねまして、その実現に向けて努力してまいりたい」と答弁した⁽⁴⁸⁾。

〔４〕参議院本会議（2020年3月27日）

地方交付税法等改正法、地方税法等改正法および「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」（内閣提出法律案第8号、令和2年3月31日法律第11号）の三案は一括して議題とされた。若松謙維総務委員長の報告の後に、地方交付税法等改正法案および地方税法等改正法案について江崎議員および伊藤議員による反対討論が行われたが、地方税法等改正法案および地方交付税法等改正法案は賛成多数で可決され、法律として成立した⁽⁴⁹⁾。

5. おわりに

2019年12月20日の地方六団体「令和2年度地方財政対策等についての共同声明」は「地方交付税について前年度を上回る16.6兆円を確保するとともに、地方の一般財源総額について、社会保障関係費、防災・減災対策、会計年度任用職員制度の導入等に係る歳出の増を踏まえ、前年度を上回る63.4兆円を確保したこと」、地域社会再生事業費および緊急浚渫推進事業費の創設を高く評価するが、「依然として巨額の財源不足が解消されていないことから地方交付税の法定率の引上げなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい」という注文も付けた⁽⁵⁰⁾。

しかし、国の財政状況も悪化を続ける状況において、法定率の引き上げなどは事実上困難であろう。2020年12月17日に武田良太総務大臣と麻生財務大臣が合意した2021年度地方財政対策によると、地方交付税の総額が17兆4,385億円（+5.1%）である一方、地方債は11兆2,407億円（+21.2%）、臨時財政対策債の残高は5兆4,796億円（+74.5%）と増加

(48) 「第201回国会参議院総務委員会会議録第5号（令和2年3月18日）」26頁。

(49) 「第201回国会参議院会議録第9号（令和2年3月27日）」8頁、10頁。

(50) http://www.nga.gr.jp/data/activity/chihogyosei/heisei31_reiwa01/1576821249359.html

に転じ、2021年度には臨時財政対策特例加算が行われる見通しとなった⁽⁵¹⁾。2021年度においても地方交付税法第6条の3第2項に該当する状況は変わらず、26年度連続ということになる⁽⁵²⁾。

不透明な情勢において今後の動向を展望するのは困難であるが、臨時財政対策債を初めとする地方債の発行残高が増えていることは大きな懸念材料である。緊急浚渫推進事業費などにも妥当することであるが、地方債の起債に頼る傾向が改められない限り、地方財政の破綻は早晚明らかになる。

(51) https://www.soumu.go.jp/main_content/000724573.pdf

(52) 総務省「令和3年度総務省所管予算概算要求の概要（令和2年9月）」を参照。